

岡山市立富山小学校 いじめ防止基本方針

本校では、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ということを踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ということの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心を養うことを素地に、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行い、いじめのない学校を目指す。

1. いじめ防止に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

いじめとは、本校に在籍している児童に対して、その児童と一定の人間関係がある者が行う心理的・物理的な影響を与える行為であって、該当児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

(2) いじめに対する本校の基本認識

① 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に対する児童の理解を深めることを旨としていじめの防止のための対策を行う。

② 教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

【教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識】

- ・ いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・ いじめは、大人には気付きにくいところが多く、発見しにくい。
- ・ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・ いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・ いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2, いじめ防止に関する取組

(1) いじめの未然防止と早期発見

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。そのために、年間を見通した予防的・開発的な取組を計画・実施する。

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学年および学校全体で組織的に対応する。

(2) 実態の把握

いじめの実態把握のため、児童を対象としたアンケート調査や、Q-Uによる学級における児童の意識調査、全児童を対象とした教育相談を実施する。また、心のポストを設置し、日常的にいじめの情報を把握することに努める。

保護者を対象としては、スクールカウンセラーによる教育相談や、第3木曜日の担任との教育相談、そして全保護者との家庭訪問と個別懇談（年1回）を実施する。

(3) 未然防止のための実施計画

- ① Q-Uによる学級における児童の意識調査を全児童に実施（6月、11月、2月）
- ② いじめのアンケート調査（6月、10月）
- ③ アンケートやQ-Uの結果を踏まえて教育相談を全児童に実施
（いじめのアンケートやQ-Uの実施後）
- ④ 心のポストの活用
- ⑤ 保護者相談日（毎月第3木曜日）
- ⑥ 管理職、学年代表、担当者による生徒指導部会（毎月）
- ⑦ 全教職員による情報交換の場（毎週1回）

(4) 早期解決に向けての取組

① 教職員の取組

- ・ 正確な実態把握・当事者双方、周りの児童から聞き取り、時系列で記録する。
- ・ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ 指導のねらいを明らかにする。
- ・ 指導体制・方針決定・全ての教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の指導の内容を確認する。
- ・ 教育委員会、関係機関との連携を図る。
- ・ 事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組む今後の対応ことを洗い出し、実践計画を立てる。
- ・ 学校全体の組織的な取組として継続的に指導や支援を行う。
- ・ いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。

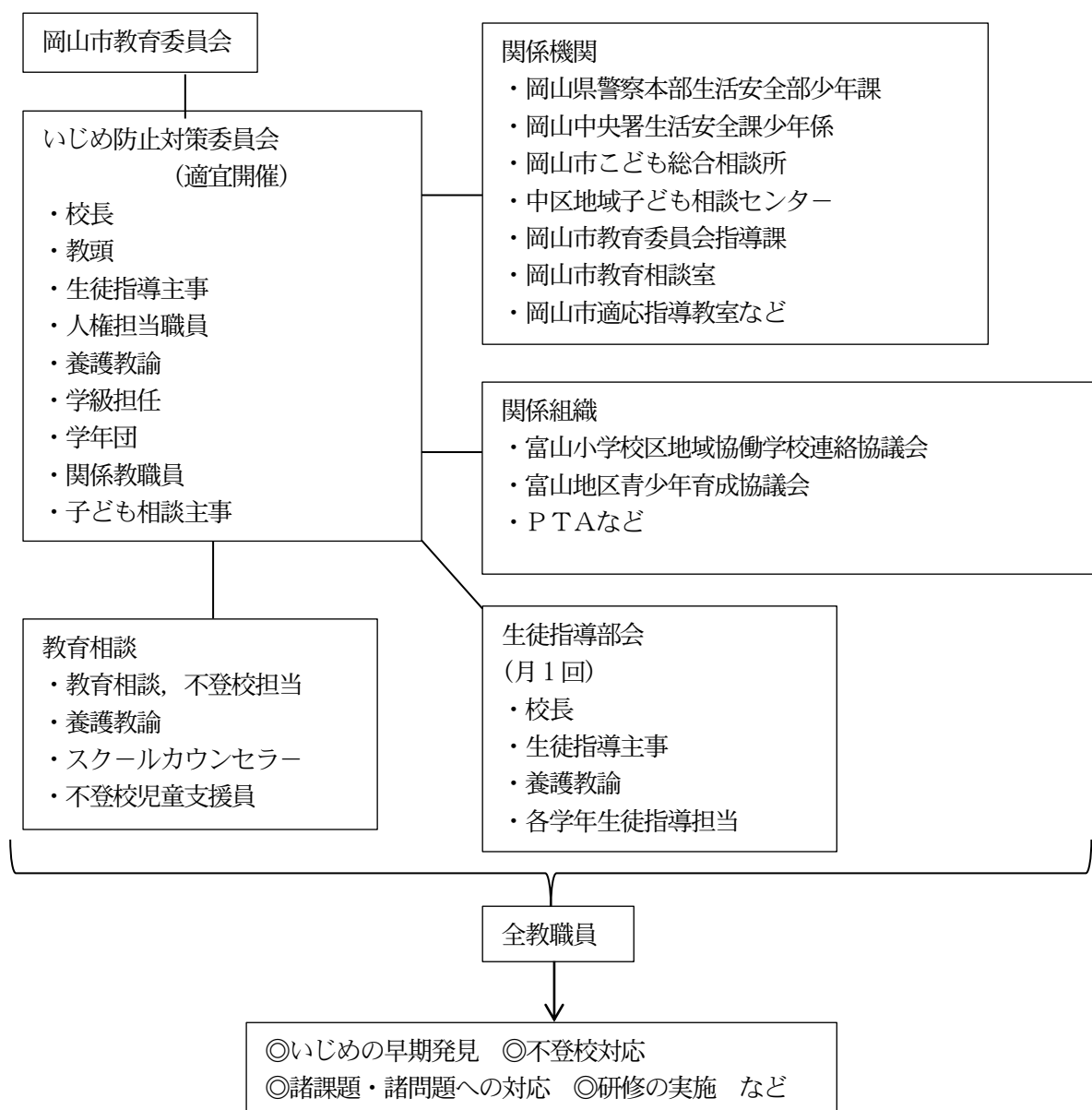
② 児童への指導・支援

- ・ いじめた児童に、「いじめは、決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

③ 保護者との連携

- ・ 保護者と直接会って、具体的な対策を説明する。
- ・ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

3, いじめ防止対策委員会及び関係機関



4, 重大事態への対処について

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより本校に在籍する児童等の生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ② いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する(年間 30 日を目安とし, 児童が一定期間, 連続して欠席しているような場合を含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を, 教育委員会指導課に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 事実関係を明確にするためのアンケート調査, 聞き取り調査などを実施するとともに, 指導課や福祉事務所, 子ども総合相談所, 警察署などとの連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については, いじめを受けた児童・保護者に対し, 事実関係やその他必要な情報を適切に提供する。

※平成 30 年 1 月 31 日一部改訂